

会 議 録

1 会議名

令和元年度 第11回春日区地域協議会

2 議題（公開・非公開の別）

(1) 報告事項

① 公立保育園の民間移管について（経過報告）（公開）

(2) 自主的審議事項

① 安全・安心に暮らせる春日区とする方策について（意見書の確定）（公開）

(3) 協議事項

① 町内会長との情報交換会の開催結果について（公開）

② 地域協議会だよりの配布方法について（公開）

③ 令和2年度地域活動支援事業 採択方針等の検討について（公開）

④ 地域協議会活動報告会について（公開）

3 開催日時

令和2年1月14日（火） 午後6時30分から午後8時25分まで

4 開催場所

市民プラザ 第4会議室

5 傍聴人の数

1人

6 非公開の理由

なし

7 出席した者（傍聴人を除く。）氏名（敬称略）

・委員：今井 孝、太田一已、大竹明德（副会長）、佐藤美奈子、渋谷 俊（副会長）

田沢 浩、田中幸晴、谷 健一、野澤武憲、藤田晴子、星野 剛

吉田幸造（会長）、吉田 実、鷲澤和省（欠席5人）

・事務局：中部まちづくりセンター 本間センター長、藤井係長、田中主事

8 発言の内容（要旨）

【藤井係長】

・会議の開会を宣言

- ・上越市地域自治区の設置に関する条例第8条第2項の規定により、委員の半数以上の出席を確認、成立を報告
- ・上越市地域自治区の設置に関する条例第8条第1項の規定により、会長が議長を務めることを報告

【吉田会長】

- ・会議録の確認：田中委員に依頼

議題に入る。次第2 議題「(1) 報告事項」の「①保育園の民間移管について（経過報告）」に入る。事務局より説明を求める。

【藤井係長】

- ・資料1に基づき報告

【吉田会長】

今の説明について質疑応答は想定していないが、何かあれば担当課に照会するため質疑を求める。

【田沢委員】

現在の状況及び今後の予定を見ると、審議を経て、募集要項や審査基準を策定となっている。審査基準は非常に重要な部分だと思うが、これは公開されるのか。

【藤井係長】

担当課に確認し、改めて回答する。

【鷲澤委員】

関係する団体で説明をしていると思う。地域協議会にも説明があり、保育士の勤務内容が劣悪にならないようにとの要望を伝えた。他の団体地域等で説明した際に、春日区地域協議会では出なかった質問等があれば分かる範囲で教えてほしい。

【藤井係長】

担当課に確認し、改めて回答する。

【吉田会長】

以上で、次第2 議題「(1) 報告事項」の「①保育園の民間移管について（経過報告）」を終了する。

次に、次第2 議題「(2) 自主的審議事項」の「①安全・安心に暮らせる春日区とする方策について（意見書の確定）」に入る。事務局より説明を求める。

【藤井係長】

・資料2、別紙1、別紙2、別紙3に基づき説明

【吉田会長】

今の説明に質疑を求める。

【今井委員】

意見書について意見が出なかったため、意見書を確定するということでよいか。

【吉田会長】

そうである。

【太田委員】

春日小学校の保護者として、地域協議会という団体からこのような意見書を提案してもらえることは本当にありがたいことだと思っている。今回は1か所のみであるが、まだまだ春日区内で通学路の除雪ができていない部分も多々ある。一気に提案しても難しいと思うため、これを切り口として、他の箇所も提案してほしいと思う。

【吉田会長】

他に質問等あるか。

(発言なし)

春日区地域協議会として、資料2及び別紙のとおり、意見書を提出することとしてよいか。

(よしの声)

以上で、次第2議題「(2) 自主的審議事項」の「①安全安心に暮らせる春日区とする方策について(意見書の確定)」を終了する。

次に次第2議題「(3) 協議事項」の「①町内会長との情報交換会の開催結果について」に入る。事務局より説明を求める。

【藤井係長】

・資料3に基づき説明

【吉田会長】

今の説明に質疑を求める。

【谷委員】

福祉分科会の支え合い事業に関しては、町内会長連絡協議会との懇談会でコーディネーターや支援員等を探す、あるいは人力的な目途がつけば進められる方法もあるのではないかといった意見も出ている。そのため、引き継ぎ項目として掲げていきたい

と思っている。

【吉田会長】

以上で、次第2 議題「(3) 協議事項」の「①町内会長との情報交換会の開催結果について」を終了する。

次に、次第2 議題「(3) 協議事項」の「②地域協議会だよりの配布方法について」に入る。この案件は昨年11月の地域協議会会長会議において、市の共生まちづくり課から協議依頼があったものである。事務局より説明を求める。

【藤井係長】

- ・資料4、別紙1、別紙2に基づき説明

【吉田会長】

今の説明に質疑を求める。

【太田委員】

春日地区町内会長との情報交換の際、「地域協議会の活動が目に見えない」「よく分からない」との意見があった。地域協議会だよりを班回覧にした場合、少し目を通して、すぐに次へ回してしまうことが多くなるように思う。大体の人は昼間が仕事のため、回ってきた回覧板を夜に見て、次へ回していると思う。その状況で班回覧にしてしまっただけでは、余計に地域協議会の活動が認知してもらえないように思う。代替手段やPRの仕方など、活動報告の方法を考える必要があると思った。だが、資料を見ると経費が10分の1以下となるため、これもやむを得ないと思っている。しかし、負担軽減だけで班回覧としてよいのかは疑問である。せつかく地域協議会を月に1回以上開催し、春日区について検討しているため、もう少しPRできる場を考えていきたいと思っている。また、全戸配布であれば、配布時に読まなくても、後日見てもらえることもあるため、検討の余地があると考えている。

【今井委員】

自分はアパートに住んでいるが、町内会長にお願いして回覧版を回してもらっている。そのため班回覧の配布物は毎回見ている。しかし、全戸配布のものは来ていない状態である。配布物はどこかに取りに行くとの話があったが、アパートの住人にうまく伝わっていないため、全戸配布の配布物は見たことがない。その一方で、班回覧は必ず見ているため把握できている。そのようなパターンもあるため、班回覧をうまく使う考え方もあると思う。そもそもアパートに住んでいる住人は、地域のことに対し

て関心がないことが問題であるため、それをどうにかする方法を考えなければならないと思っている。また、町内会長から「地域協議会の活動が目に見えない」との意見があり、意見の中で協議会委員は地区内の町内会より選出されていることもあるため「協議会委員が町内の集まり等に足を運んではどうか」とあった。それはもっともな意見だと思った。機会があれば地域協議会委員として、活動内容等をPRすることも良いと思う。だが、全ての町内会から委員が出ているわけではないため、協議会委員がいない町内会への報告方法は課題だと思う。ただし、情報共有は双方が必要だと思っているため、今後の課題になると思っている。広報上越の配布回数を減らすことについては、すでに全体的な経費削減として動いている。個人的には班回覧でも見てもらえるのであれば問題はないと思っている。

【佐藤委員】

事務局に質問である。別紙2(資料4)記載の4月以降の各配布物の変更については、町内会長連絡協議会以外の一般の住民へ説明する機会はあるのか。

【藤井係長】

これまでに一般住民と協議を行ったということは聞いたことがない。町内会長以外では文書を出す側の団体と話をしたことは把握している。

【佐藤委員】

では、知らないうちに班回覧に変更となる文書が多く出てくるといふことか。

【藤井係長】

住民が知らないうちに班回覧が変わる可能性はあるが、確認しなければ分からない。

【鷲澤委員】

資料4の見直しに関する意見の中で、町内会の主な意見に、「広報上越や町内会宛て文書の配布が月2回から1回に減ることは賛成」と明記されている。これについて、木田町内会の前会長に、春日地区町内会長連絡協議会ではどのように意見がまとまっているのか質問をしたことがある。その際、春日地区町内会長連絡協議会としては、大反対との回答があった。自分的にはやっぱりと感じていた。しかし、資料4には、聞いていた内容と正反対の意見となっているため、理由を教えてほしい。次に、地域協議会が設置された歴史的な背景をみんなで考えていきたいと思っている。上越市は合併に伴い、どのようなまちづくりをしていくのかについて検討し、地方自治法や上越市の自治基本条例では、地域のことは自分たちで考えて行動し解決していくとして

いる。そのためのまちづくりの中核として、地域協議会を設置したと条例等に明記されている。そういった設置された背景というものが、いまだに理解されていないように思う。また、条例についてもよく理解されていない。そういう意味で地域協議会の役割を地域の人々だけではなく市民全体に広めていく必要があると思っている。そういう意味では地域協議会だよりの中で、地域協議会での活動内容や、どのような地域活動支援事業を採択しているのかを全体に理解してもらったうえで、地域を活性化していく必要があると思う。全部を班回覧にすることについては、地域協議会の歴史的な背景を考えてもおかしいと思うため、内容を踏まえて対応すべきだと思う。

【本間センター長】

町内会長連絡協議会と市担当者の話し合いの内容としては、広報の配布を月2回から1回に変更することに伴い事務委託料を減額することに対して、春日区では反対の意見が多くあったと聞いている。広報を月2回から1回に変更することについては賛成であったが、事務委託料を変更することについての反対意見があったため、再度、町内会長の全体会にかけたという経緯を聞いている。資料4記載の「主な意見」については、共生まちづくり課で協議を行った際の意見をまとめたものである。

【鷺澤委員】

木田町内会の前町内会長からいただいた文書では、春日地区町内会長連絡協議会は全員猛反対といった言葉で書いてあった。また、地域協議会会長会議を傍聴した際、浦川原区の会長が、自分たちは広報上越を配ることで高齢者の見守り活動も行っていると話していた。そういったことも可能だと感銘を受けた。意見の中には、今まで2回だったものを1回にするため、「厚い物は配れない」「読めない」といった意見もあったと記憶している。春日地区町内会長連絡協議会の意見は理解したが、市全体の問題であるためそれぞれの地域のことを踏まえ、全体的にどうあるべきかを検討の上で決定してほしい。地域協議会だよりについては、機械的に班回覧にすることには反対である。全員に読んでもらう必要があると思っているため、内容によって分けて考えてほしいと考えている。

【吉田会長】

色々な意見が出たが、春日区地域協議会としての意見をまとめたいと思う。

【吉田 実委員】

まとめるとすれば、全戸配布、班回覧、内容に応じて判断のいずれかだと思う。例

えば、地域活動支援の採択結果などの周知が必要な内容については全戸配布で、新年の挨拶といった内容は班回覧で良いと思う。

【吉田会長】

今ほどの意見のように配布の方法が色々あると思う。配布方法について意見を求める。全戸配布、班回覧、内容に応じて判断のいずれかになると思う。

【大竹副会長】

三つの配布方法で採決を取ってはどうか。

【吉田会長】

では、全戸配布、班回覧、内容に応じて判断の三つで採決を取る。最初に全戸配布がよいと思う委員は挙手願う。

(0人挙手)

次に、班回覧がよいと思う委員は挙手願う。

(1人挙手)

次に、内容に応じて判断がよいと思う委員は挙手願う。

(12人挙手)

春日区地域協議会としては、内容に応じて判断することで決定した。

【藤井係長】

今ほど、春日区地域協議会として地域協議会だよりを内容に応じて配布方法を判断することにまとまった。町内会長との協議が進まなければ最終的には決定しないが、何を全戸配布とするか、班回覧とするかを協議してほしい。それをもって町内会長と協議をしたいと思っている。地域協議会だよりの発行実績としては、資料4の発行内容に記載している。どのような内容の場合、全戸配布にしたいのかを協議してほしい。また、記載にない内容で全戸配布したほうがよいと考える内容についても協議してほしい。

【吉田会長】

資料に記載されている内容で協議してよいか。

【藤井係長】

資料に記載されていない内容で地域協議会だよりを発行することも考えられるため、様々な状況を想定して協議してほしい。

【吉田会長】

基準としては、資料4記載の内容を基に協議していく。

【本間センター長】

判断の参考までに補足する。現在、2月発行の次年度地域活動支援事業の事前説明会の開催通知については、全戸配布のほかに、過去に地域活動支援事業へ提案した団体等にも配布をしている。

【今井委員】

毎年、発行している内容は確定しているのか。例えば次年度に発行内容が変わった場合、今回決めたルールが当てはまらなくなってしまう。その場合、配布方法の変更をいつ・どのように決めるのかを決めなければならないと思う。例えば、地域活動支援事業に関する内容を全戸配布とした場合、4回中3回となり、基本的には全戸配布になる。また、1月発行の年頭の挨拶については、活動周知も兼ねているため、班回覧にした場合、先ほどの話と矛盾してしまう。それであれば全て全戸配布でよいともいえる。しかし、春日地区町内会長連絡協議会に地域協議会の意見を伝えるために決めなければならない。配布基準を決めるためには、十分に協議しなければ決めることは難しいと思う。

【鷺澤委員】

町内会長の了解を得るとの発言があったが、地域協議会と町内会の立場は全く違う。地域協議会は地域から選ばれた委員であるため、まちづくりのために必要な文書を今後どのように扱っていくのかを決定すればよいことである。なぜ、町内会長の了解が必要なのか疑問である。市議会等でも地域協議会について、条例の解釈や地域の位置付け、地方自治法の位置付け等が議論されている。地域協議会として独立して行動してよいと思う。町内会は任意の団体である。

【今井委員】

現状、広報上越を含めた市の行政資料を住民に配布しているのは町内会である。それに対して事務委託料が支払われ町内会にお金が入っている。確かに、鷺澤委員の意見は正論ではある。しかし、そのためには地域協議会が自分たちで各世帯や町内会に配らなくてはならなくなる。地域協議会が自分たちで行えば済むことではあるが、それが本当に現実的かは別の話である。現状、市民と行政の窓口は町内会が担っている現実がある。それをどうにかしなければ解決しない話になってしまう。また、以前から町内会長の負担が大きすぎるとの話は幾度となく出ている。それに加え、行政とし

て経費削減のために発行回数を減らしたいとの思いがある。それらが入り混じって、このような話になっている。地域協議会が独自にやるべきとするのであれば、町内会長は、地域協議会で配布してくださいとなってしまおうと思う。その覚悟があるのであればその考えで問題ないと思う。

【鷺澤委員】

広報上越は月1回の発行だが全戸配布である。その配布に合わせて発行する分には事務委託料の範囲内のため問題はないと個人的には思っている。地域の中心となるべき地域協議会の位置付けや立場をもっと明確にして行く必要があると思う。

【太田委員】

今ほどの鷺澤委員の意見は、地域協議会として年4回発行の地域協議会だよりは、全戸配布に決定したため配布してほしいと町内会長に依頼するということか。

【鷺澤委員】

月に1回広報上越は全戸配布される。全戸配布に合わせて配布を依頼すればよいということである。配布方法が全戸配布であれば従来どおりであり、班回覧に変更となればそのように対応してもらえばよいことである。つまり、従来どおりの配布方法で問題はないと考えている。

【藤井係長】

配布の負担について補足である。広報上越に地域協議会だよりを折り込む等の事務的な手間が町内会側にはある。部数が多い町内会では、負担が大変大きいと聞いている。そのため、配布する町内会の労力について、町内会側の了解が得られなければ現実的に配れないことになる。今回、地域協議会だよりを文書として配布するという部分について、配布してくれている町内会側の了解が必要だということを理解してほしい。

【太田委員】

事務局の説明にもあったように、月2回の広報上越と一緒に配布してもらうにしても、折り込みの手間や班別に仕分けする作業等は、各町内会の配送係や役員がやらなければならないことである。どうしても町内会の負担は発生してしまう。話の持って行き方として、春日区地域協議会として、この内容の文書は大事であるため全戸配布したいので広報上越と一緒に配布してもらいたいとしなければ、町内会とパイプをうまくつなぐことは厳しいと思う。地域協議会だよりはこの配布方法に決定したため、

広報上越と一緒に配布してくださいでは難しいと思っている。確かに、地域協議会と町内会では立場的には全然違う。本来であれば、この配布方法に決定したため、広報上越と一緒に配布してくださいでよいと思う。しかし、町内会の負担になっているためお願いする立場として話を持っていかなければ難しいと思う。

【吉田会長】

事務局に確認である。例えば地域協議会だよりを班回覧に変更にした場合、市からの委託料は変動するのか。

【藤井係長】

変わらない。

【吉田会長】

変更がないのであれば、今の意見でも通ることになる。一概に決めることは難しいと思う。色々と意見はあると思うが、言えることとしては、地域協議会の決定事項として話しをするのではなく、町内会の負担等を考慮して話をしたほうが町内会も嫌だとは言えないと思う。

【鷺澤委員】

例えば、事務委託料が減額となっても広報上越の配布依頼が行政から来ることに変わらず、回数は変更にしても各世帯に届くことは変わらない。それと同じだと思う。地域協議会も公的な組織として、お願いするという気持ちはある。例えば木田町内会では、24の班に分かれているため、町内会の事務局が分類し、車で配っている。確かに事務局は大変であるが、広報上越を配ることと全く同じ作業である。従来どおり地域協議会の役割として配布を依頼すればよいと思っている。

【今井委員】

広報上越に限らず行政の資料は、読む側の意識の問題だと思う。例えば、班回覧でもじっくりと読む人もいれば、全戸配布された配布物でもすぐに処分してしまう人もいる。そのため、配布方法が班回覧になったとしても、読んでもらう側の努力も必要である。例えば若い人の場合、紙で配られるよりも文書が携帯に送信されて、読みたい人が読めばよいと思う人もいるかもしれない。むしろ、その方が読む人がいる可能性があるのであれば、わざわざ印刷物にする必要性はない。この場で配布方法を決めなければならないのだが、どう読まれるのかが問題である。それはまさに地域協議会の認知度が低いことと同じ問題であるため、今後も考えていかなければいけないと思

う。自分としては班回覧であっても読めるものは読むと思うため、必ずしも全戸配布にこだわる必要はないと思っている。

【佐藤委員】

自分もどちらかといえば、紙よりもホームページを見に行くほうが早いと思っている。もし可能であれば、全戸配布される広報上越の紙面上に春日区地域協議会からこのような採択方針が出ると掲載してもらい、詳細はホームページを確認としたほうが若い人は見ると思う。先ほどの事務局の説明に、過去に申請があった団体等には案内文書を発送しているとの話があった。それはそのまま継続してもらい、全戸配布する内容については上越市のホームページで確認してもらおうかたちがよいと思っている。

【吉田会長】

ホームページを確認することは、高齢者にはなかなか難しいと思う。そこはどのように対応していくのかが問題となっている。

【渋谷副会長】

話がどんどん違う方向に進んでいっている。班回覧でも全戸配布でも全く問題はない。ただ鷺澤委員がこだわっていることは、町内会長連絡協議会と協議を行う必要があるとの部分だと思う。

【鷺澤委員】

先ほど、事務局から町内会長連絡協議会の了承が得られなければ変更できないとの説明があったことを疑問に感じている。

【渋谷副会長】

了承をもらうということではなく、地域協議会としての決定を町内会長連絡協議会に依頼するとして全く問題ないと思う。

【太田委員】

結果的に、地域協議会だよりは何を全戸配布とするのかを決定しなければならない。

【渋谷副会長】

行政からの配布物等を配布する立場からいうと、配布物は封筒等に入れて届くのだが、見えるところに必ず班回覧または全戸配布と分かるように記載してほしい。そうしなければ、いつもは全戸配布しているはずの文書でも届いた部数が少ないことで担当者に確認を取らなければならない場面も出てくる。配布する側として、必ず班回覧または全戸配布と分かるように記載してほしい。

【藤井係長】

発行の時期は変わる可能性もあるが、どの内容を全戸配布とするのかを決定してほしい。決定した内容で町内会長連絡協議会に話をしたいと思う。また今ほど、決定した内容で依頼をすれば了承してもらえないのではないかとの話もあったが、もし仮に了承が得られなかった際には、すべてが班回覧になるということを承知してほしい。

【太田委員】

年4回発行している地域協議会だよりの内容で考えると、個人的な意見としては4月の応募の手引きと2月の次年度地域活動支援事業の事前説明会の開催告知については、全戸配布をしても全員が地域活動支援事業の提案に関係するわけではないと思う。そのため、興味がある人に向けて、事務局や町内会館に資料を何部か置くことで対応してもよいと思う。しかし、7月の採択結果と1月の会長年頭の挨拶、活動周知などは、多くの人に見てもらいたいため、全戸配布がよいと思う。

【田中委員】

広報上越は全戸配布されるため、これまでと同様に地域協議会だよりを折り込んでもらえばよいと思う。内容によって配布方法を分けるのではなく、これまでと同様で問題ないと思う。

【渋谷副会長】

町内会長連絡協議会に決定した内容で依頼すれば問題ないと思う。

【田中委員】

この場で決定した内容が上越市全域で統一されるわけではない。春日区の話である。

【渋谷副会長】

春日区地域協議会だよりの配布は、春日区のみである。

【藤井係長】

地域協議会だよりの配布方法については、各区の地域協議会で協議検討している。そのため区によって決定した内容は異なる。

【鷺澤委員】

春日区では配布方法を内容に応じて判断するとしても問題ないということであれば、これまでの意見を踏まえ、地域協議会を活性化するために内容を検討していけばよいと思う。

【今井委員】

別の委員が出した提案に対して、反対意見がある場合は言わなければならない。今ほど太田委員が7月と1月は全戸配布、それ以外は班回覧と提案した。その提案で問題がなければ春日区の意見とすればよい。しかし、反対意見がある場合には発言したほうがよい。

【星野委員】

先ほどは、内容に応じて配布方法を判断すると決めた。資料4記載の4月・7月・1月・2月の4回は最低限発行するということだと自分は理解している。自分の意見としては、この4回は基本的に全戸配布がよいと思っている。それ以外に資料を配布したい場合には、内容に応じて班回覧もしくは全戸配布とするのかを決定すればよいと思う。今まで発行している4回の内容を全戸配布としてはどうか。

【吉田 実委員】

その時によって、たよりの内容は多少なりとも違うと思う。これまで地域協議会だよりの発行については、全て事務局に任せてきた。記載の4回以外に発行する際には、地域協議会に諮ってもらい配付方法を決定してはどうか。

【吉田会長】

それを誰が決めるのか。

【吉田 実委員】

地域協議会である。

【吉田会長】

地域協議会で決めるのであれば、事前に文書を見なければならない。事務局で作成した内容をそのまま配布するのではなく、地域協議会で内容等も少しは検討してはどうか。

【田中主事】

今ほどの意見についてである。全戸配布と班回覧では、町内会長に周知するタイミングがそれぞれ異なる。全戸配布の場合は文書の量が多くなってしまうため、配布するひと月前を締切として動いている。班回覧であれば、全戸配布よりも締切は遅い。そのため、地域協議会に内容を諮って配付方法を決定し、全戸配布とした場合、これまで通りの日程で発行することは難しくなる。

【吉田会長】

今ほどの事務局の説明だと、全戸配布は時間がかかるが、班回覧はそこまでではないことが分かった。それに沿って対応していかなければならないということも理解してほしい。

【田沢委員】

その都度、配布方法が違うということは、受け取る側・読む側のどちらにとっても認識しづらいように思う。定期便があり、必要なものがあつた際にはそこに加えるという考え方がよいと思う。事務作業の煩雑さや実務的なところもあるため、負担を軽減する意味でも考える必要がある。また、内容に応じて判断するということでいえば、経費削減も関わってくる。実際、削減できるのかは別である。基本は年に4回発行し、必要なものについて検討すればよいと思う。

【鷺澤委員】

現在発行している年4回の地域協議会だよりについては、全戸配布でよいと思う。それ以外の内容については班回覧としてよいと思う。

【田中委員】

自分は鷺澤委員の意見に賛成である。上越広報の発行に合わせて地域協議会だよりも年に4回、全戸配布すればよい。

【吉田会長】

春日区地域協議会として地域協議会だよりは、これまでどおりの内容は全戸配布、それ以外の内容については班回覧としてよいか。

【今井委員】

太田委員の4月・2月は班回覧、7月・1月は全戸配布も選択に入れたほうがよいと思う。採決を取るのであれば、すべての意見を確認してほしい。一つ目は太田委員の案。二つ目は、これまで通りの内容は全戸配布、それ以外の内容については内容に応じてである。三つ目は吉田実委員が発言した、毎回発行時に地域協議会で検討するという案である。その三つの意見が出た。先ほど事務局の説明にあつた配布のタイミングについては別の話だと思うため、決定した場合はそれに合わせて考えればよいと思う。

【大竹副会長】

しかし、三つ目の案については、時間的な問題で無理と事務局から説明があつた。

【太田委員】

無理なのではなく、決定した内容の報告が遅れるということである。

【今井委員】

それを踏まとうえて、前倒して協議する必要があるということである。

【田沢委員】

結果の報告にタイムラグができてしまうということである。

【吉田会長】

今ほど説明のあった三つの案で採決を取る。4月・2月は班回覧、7月・1月は全戸配布がよいと思う委員は挙手願う。

(4人挙手)

次に、これまで通りの内容は全戸配布、それ以外の内容については、内容に応じて配布方法を判断することがよいと思う委員は挙手願う。

(8人挙手)

多数決の結果、二つ目の案に決定する。

以上で、次第2議題「(3)協議事項」の「②地域協議会だよりの配布方法について」を終了する。

次に、次第2議題「(3)協議事項」の「③令和2年度地域活動支援事業採択方針等の検討について」に入る。事務局より説明を求める。

【藤井係長】

・資料5に基づき説明

【吉田会長】

意見を求める。

【今井委員】

申し送りの内容についてである。採択方針等の見直しについては、激論もありながら時間をかけて協議してきた内容である。改めて内容を見ても、申し送りとしては全く問題ないと思っている。実際、次期委員がどう判断するのかは分からない。極端な話だと、プレゼンテーション自体をやめるとの意見が出る可能性もある。申し送りとしては記載の内容として、あとは次期委員が判断するとしてよいと思っている。

【吉田会長】

他に意見等あるか。

【太田委員】

申し送り事項を参考に、次期委員に判断してもらってはどうか。

【吉田会長】

では次期委員から、判断をしてもらうとしてよいか。

(よしの声)

【藤井係長】

本日決定した採択方針に沿って、来年度、審査に移っていくことになる。実際この見直しの結果を次期委員が見直すこともできるが、経験がない中で厳しいスケジュールの中で動いていくことになる。また、4月より募集を開始するため、その前段で周知している部分については途中で変えることができない。本日決定した内容で進んでいくことを前提として考えているため、どうしても変更したい部分があれば本日決定してほしい。そこを再度確認願う。

【今井委員】

申し送りを変更することもできると思うが、逆に申し送り事項を全てなくしてゼロから考えてくださいといった方法もあると思う。しかし、ヒントとして自分たちが4年間苦勞して一つずつ前に進めてきた結果を伝えるだけでも意味があると思う。現委員で来期も地域協議会委員をやる人や事務局が申し送り事項について、審議の前に次期委員へ必ず伝えてほしいと思っている。

【田沢委員】

資料5のヒアリングの備考欄についてである。「作成中に質問時間が終了してしまうことがあるため、各委員が口頭で質問できるように見直すべき」とあるが、これは申し送り事項として、現委員では協議しないということか。見直すべきと言っておきながらも、そこで終わってしまうのも疑問が残る。

【田中委員】

それは次期委員が考えることである。

【藤井係長】

次期委員に変更してもらうことも可能である。

【吉田会長】

それについては、次期委員に決めてもらえばよいと思う。では、資料5記載の申し送り事項については、次期委員が確認のうえ進めるとしてよいか。

(よしの声)

【藤井係長】

今ほど決定した内容が来年度の地域活動支援事業の審査基準となる。記載内容で進めていくのか採決願う。

【吉田会長】

反対意見はないため決定して良いと思う。

【星野委員】

プレゼンテーションが短時間で終わるチームもあるため、ビデオレター等の動画を事前に提出してもらってはどうか。

【鷺澤委員】

各団体から工夫してプレゼンテーションをしてもらえばよいと思う。

【本間センター長】

資料5の2枚目にある審査から採択決定に至るまでの流れについてであるが、②から⑬までを全てこなした場合、今年度よりも採択までに約1ヶ月半程度、時間がかかってしまうことになるため、これについて協議してほしい。

【田中委員】

それは次期委員と考えればよいと思う。

【本間センター長】

次期委員と改めて考えている時間はない。4月1日に新年度の募集要項が出て、そこにプレゼンテーションの有無等の一連の流れが掲載される。そのため、この場で決定する必要がある。

【鷺澤委員】

資料に記載されている従来どおりのスケジュールで進めていくことを含めて、協議を重ねてきた。そのため、このスケジュールが春日区地域協議会の意見だと思う。

【本間センター長】

では、今まで通りのスケジュールで行うということでしょうか。

【鷺澤委員】

そうである。

【今井委員】

地域協議会委員が改選されるため、新委員は5月上旬にならなければ任命書を受け取れないことは分かる。事業提案書などの配布については、これまでは委員が分かっ

ていたため4月中に委員に発送することができた。しかし、委員が任命されていなくても受付等の作業は進めていくと思う。これについては短縮される。だがプレゼンテーションについては、今の段階で大変そうだから1年目は廃止するとしてしまうと、資料5の1枚目に記載されている申し送り事項を協議した意味が全くなくなってしまう。それであれば、申し送り事項を協議している段階で1年目は大変との理由で採択決定までの時間を短縮する方法を協議すべきであったと思う。今更という気がする。また、自分たちが1年目のときも、何も分からないまま手探りで進めていた。そこは次期委員の協力も求めつつ短縮していくしかないと思う。審査採択までの時間を短縮する努力の話をするのであれば今日ではなく、もっと早い段階で協議できたと思っている。

【大竹副会長】

資料記載のスケジュールを見ると、「⑨プレゼンテーション」と「⑩意見交換会」とある。これを一緒に行えば大分時間も短縮できると思う。

【藤井係長】

プレゼンテーションと意見交換を同日に行うことについては、現実的には提案数によっては大変になる。だが同日に行えるのであれば半月ほど短縮できると思う。

【吉田会長】

短縮できるということか。

【藤井係長】

同日に開催できれば、その部分は短縮できている。

【太田委員】

午前中にプレゼンテーションを行い、午後から協議会委員のみで意見交換を行えば可能である。

【今井委員】

今、それを決めることなのかは疑問である。次期委員が地域活動支援事業を見直す際に、タイトなスケジュールであったため、短縮したいと協議すればよいと思う。確かに、新しく委員になった場合、状況等が分からない委員もいると思う。そのために地域協議会委員に応募したとも言える気がする。自分もそのつもりであった。確かに申し送り等はあった方が助かる。だがそこまで全部やらなければいけないのかは疑問である。

【田中主事】

プレゼンテーションと意見交換をまとめれば1日でできるため期間が短縮できるとの話であったが、それは次期委員が決める部分である。今の段階で協議してほしいのは、プレゼンテーションや意見交換の工程が必要かを協議してほしい。

【田中委員】

それは事務局が新しい協議会委員と話して決めることである。

【田中主事】

実際の日程は次期委員が決定する。ただし、審査の工程は現委員で協議してほしい。

【吉田 実委員】

第4期の地域協議会委員が最初に行うということ踏まえ、意見交換は行ったほうがよいと思っている。だが、提案された事業内容等が新規委員に分かるよう、事務局はできる限り配慮したほうがよいと思う。そのため、記載されている工程はすべて残して、時間短縮の工夫については新規委員で検討すればよいと思う。1日目はプレゼンテーション、翌日に意見交換としてもよい。プレゼンテーションも提案件数が多ければ時間もかかってしまう。それは状況によって変わると思う。そこは次期委員も認識不足な部分や慣れていない部分があると思うため、それを配慮した手順が必要だと思う。2年目以降は次期委員で検討すればいい。次期委員と事務局で相談しながら進めていくかたちを取らざるをえないと思っている。今期委員で内容まで決めてしまうのも違うと思う。

【今井委員】

もし次期も地域協議会委員をやる委員がいるのであれば、そこは十分にその委員がフォローする必要があると思う。

【星野委員】

先ほど鷺澤委員が発言したように、このスケジュールや手順は今期委員が何年もかけてたどり着いた成果である。そのため次期委員もこれを基準として検討すればよいと思う。事務手続きもいろいろあると思うため、とりあえずは今期委員の集大成として次期委員に申し送りたいと思っている。特別修正する必要はないと考える。

【吉田会長】

確かに、今期委員が決めてきたことは資料5に記載されているとおりである。そのため、次期委員も記載内容に沿って進め、変更等があれば事務局と相談しながら変更

していけばよいと思う。これでよいか。

(よしの声)

以上で、次第2 議題「(3) 協議事項」の「③令和2 年度地域活動支援事業 採択方針等の検討について」を終了する。

次に、次第2 議題「(3) 協議事項」の「④地域協議会活動報告会について」に入る。事務局より説明を求める。

【藤井係長】

- ・資料6 に基づき説明

【吉田会長】

今の説明に質疑を求める。

(発言なし)

では活動報告会については、資料6 のとおり開催してよいか。

(よしの声)

以上で、次第2 議題「(3) 協議事項」の「④地域協議会活動報告会について」を終了する。

次に、次第3 「その他」の「(1) 次回開催日の確認」について事務局に説明を求める。

【藤井係長】

- ・次回の協議会、地域協議会活動報告会について説明

【吉田会長】

— 日程調整 —

- ・次回の協議会：2 月 18 日（火）午後 6 時 30 分から 上越市市民プラザ
- ・内容：・協議事項：令和 2 年度の地域活動支援事業について（決定事項の確認等）
 - ・自主的審議事項
- ・会議の閉会を宣言

9 問合せ先

自治・市民環境部 自治・地域振興課 中部まちづくりセンター

TEL：025-526-1690

E-mail：chubu-machi@city.joetsu.lg.jp

10 その他

別添の会議資料もあわせてご覧ください。